

助成金申請書類作成の手引き

令和6年8月

水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業
(水素供給設備の設置、車両購入、事業開始費用に係る助成金)
[第2版]

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル17階

TEL：03-5990-5159

ホームページ：

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_package

メールアドレス：

cnt-hydrogen_st@tokyokankyo.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1 事業概要	1
1.1 目的	1
1.2 事業スキーム	1
1.3 スケジュールフロー	2
2 助成内容	3
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	3
2.2 助成対象設備の要件（交付要綱第4条参照）	3
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	6
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	9
3 交付申請	11
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	11
3.2 申請書類の提出（交付要綱第7条参照）	13
3.3 申請にあたっての留意事項	13
3.4 交付決定（交付要綱第8条参照）	13
3.5 助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）	13
3.6 契約等（交付要綱第10条参照）	14
3.7 事業開始に伴う届出（交付要綱第11条参照）	14
3.8 申請の撤回（交付要綱第12条参照）	15
3.9 助成事業の計画変更に伴う申請等（交付要綱第13条参照）	15
3.10 事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第14条参照）	15
3.11 工事遅延等の報告（交付要綱第16条参照）	15
3.12 助成事業の廃止（交付要綱第17条参照）	15
3.13 実績報告（交付要綱第19条参照）	16
3.14 助成金額の確定（交付要綱第20条参照）	17
3.15 助成金の請求及び交付（交付要綱第21条参照）	17
3.16 稼働状況等の報告（交付要綱第22条参照）	17
4 その他	18
4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）	18
4.2 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）	18
4.3 助成金の返還（交付要綱第23条参照）	18
4.4 違約加算金（交付要綱第24条参照）	18
4.5 延滞金（交付要綱第25条参照）	19
4.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第26条参照）	19
4.7 処分の制限（交付要綱第27条参照）	19

4.8	助成事業の経理（交付要綱第 28 条参照）	20
5	提出書類チェックリスト	21
6	Q & A	24

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した設備を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて設備の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 本事業において提出された書類については、開示請求があった際に開示の対象となる場合がございます。

公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

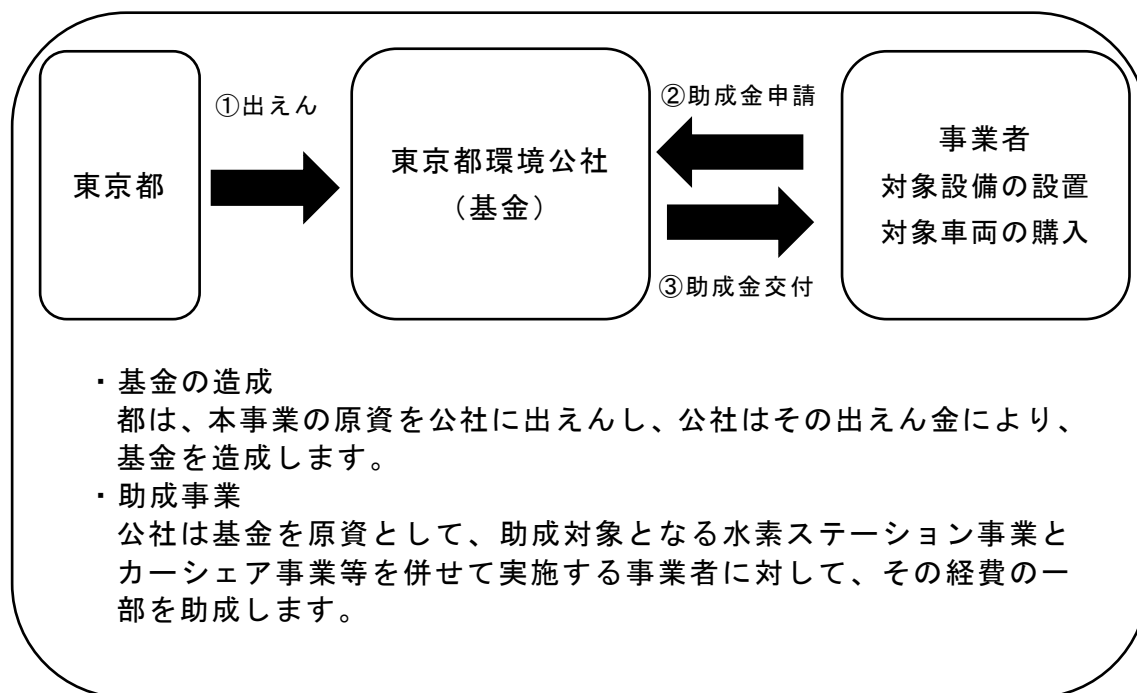
1.1 目的

水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、水素ステーション事業とカーシェアリング事業、レンタカー事業、タクシー事業、ハイヤー事業又はカーリース事業（以下「カーシェア事業等」という。）を併せて実施する事業者に対し、その経費の一部を助成することにより、東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備及び燃料電池自動車が普及促進することを目的に実施するものです。

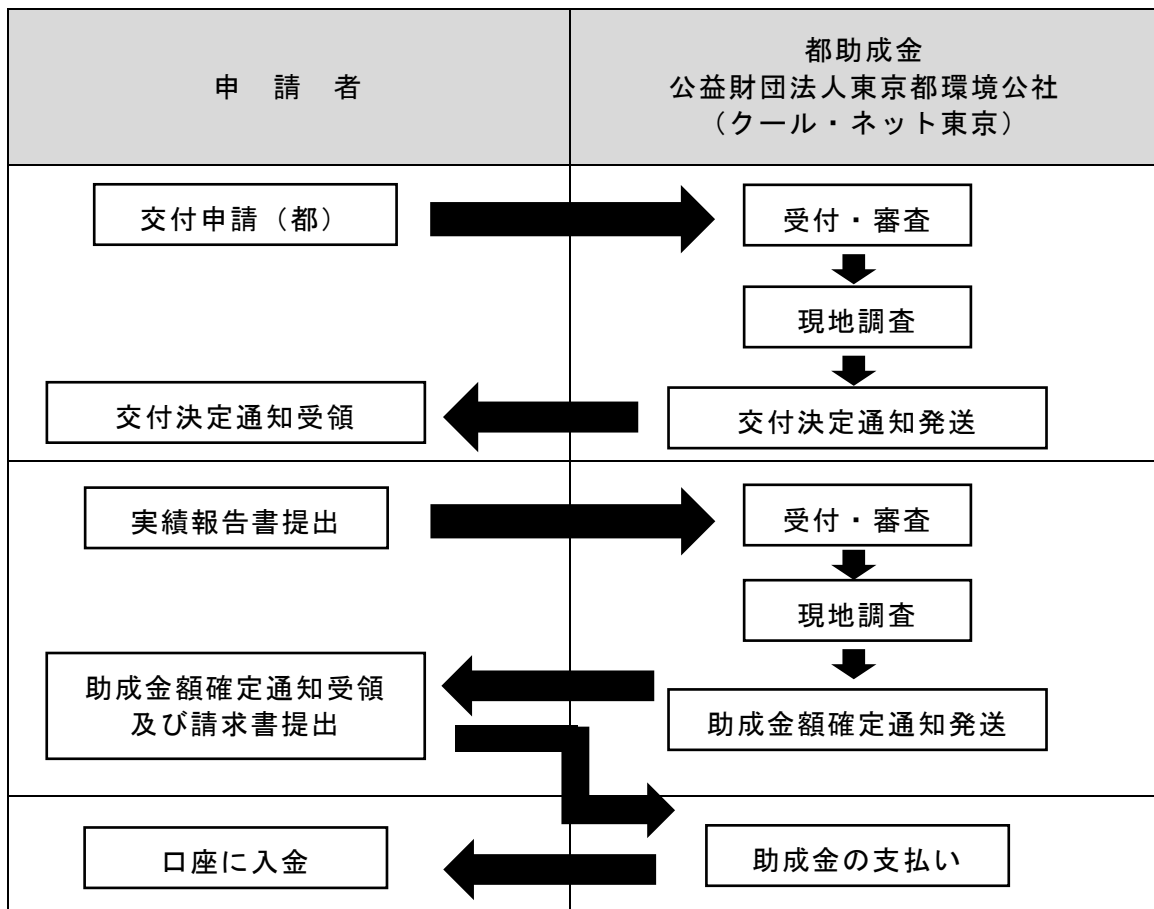
本手引きでは、上記事業のうち以下の水素供給設備の設置、車両購入、事業開始費用に係る経費の助成について記載します。

- (1) 水素供給設備の設置費
- (2) 燃料電池自動車の購入費
- (3) カーシェア事業等の開始に要する経費

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



- ※ 交付申請時、公社は申請書類の内容を確認し、助成金を交付すべきものと認めるときは、公社の基金の範囲で、本助成金の交付を決定します。
- ※ 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が申請者に修正を求めた日の翌日から起算して 20 日以内に、申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は、撤回されたものとみなすことがあります。
- ※ 助成対象事業の完了後、公社は実績報告の内容を確認し、交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定します。
- ※ 公社は請求書の受理後、助成対象者に対し、助成対象者が指定した口座に助成金を支払います。
- ※ 現地調査については、公社が必要と判断した場合に行います。実施の有無については審査の中で別にご連絡します。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）から（5）までの者で、原則、本助成金の交付対象となる設備等（以下「助成対象設備等」という。）の所有者となる者です。なお、本事業を複数事業者で協業する場合、助成対象経費の割合が最も大きい事業者を代表とします。

- （1）民間企業（水素供給設備又は燃料電池自動車を調達するリース事業者を含む。）
- （2）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- （3）一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- （4）法律により直接設立された法人
- （5）その他知事が認める者

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・過去に税金の滞納があるもの
- ・刑事上の処分を受けているもの
- ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・その他、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

2.2 助成対象設備の要件（交付要綱第4条参照）

本助成金の助成対象設備等は、次の（1）から（3）まで及び表1の要件を満たす設備等です。なお、燃料電池自動車の購入費以外、国又は都等（区市町村、民間）の同種の助成金を重複して受けることはできません。

- （1）充填圧力が 35MPa である定置式の水素ステーションを都内に設置すること。
- （2）水素ステーションの整備及び運営とカーシェア事業等を併せて実施すること。どちらか一方のみでの申請はできません。
- （3）カーシェア事業等において、次のアからオの要件を満たす燃料電池自動車（中古車を除く。）を導入すること。
 - ア．初度登録又は初度検査された日が、本助成金による交付決定の通知を受けた日以降であること。
 - イ．本助成金の交付を申請する時点から交付決定となる日までの期間、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業（以下「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」という。）において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。（※1）
 - ウ．自動車検査証における使用の本拠の位置が原則、都内にあるカーシェア事業等の事業所の住所にあること。ただし、カーリース事業に使用する

場合は、原則、本事業で整備した水素ステーションが最寄りの供給場所となる都内の住所にあること。（※2）（※3）

エ. 乗車定員が10人以下の乗用自動車又は車両総重量が2.5t以下の貨物自動車であること。

オ. 都が実施するZEV普及促進事業又はカーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業による助成金を受給しない車両であること。

（※1）対象車種は、次のウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されますので、申請の際は最新の情報で確認を行ってください。

<https://www.cev-pc.or.jp/>

（※2）使用の本拠の位置について次のとおりとなります。

➤ 事業開始費用を申請する場合

原則、カーシェア事業等の事業所の住所にあり、その所在が本事業の交付を受けて新たに設置する水素供給設備に併設されていること。

➤ 事業開始費用を申請しない場合

原則、カーシェア事業等の事業所の住所にあつて、その所在が本事業の交付を受けて新たに設置する水素供給設備から半径2km以内の範囲にあること。

➤ カーシェア事業等で「カーリース事業」を運営する場合

都内であつて、本事業の交付を受けて新たに設置する水素供給設備が最寄りの水素ステーションとなること。

注) いずれの場合も（※3）の場合を除いて、処分制限期間内に使用の本拠の位置を、要件を満たさない場所に変更することは認められません。

（※3）使用の本拠の位置をカーシェア事業等の事業所の住所以外に置く場合、事前に公社までご相談ください。

水素供給設備・カーシェア事業等の管理事務所等の設置が完了するまでの間、都内の別住所に置くことも認めます。ただし、設備設置完了後速やかに使用の本拠の位置を（※2）の要件を満たしている場所へ変更する必要があります。なお、変更後、処分制限期間内にふたたび使用の本拠の位置を、要件を満たさない場所に変更することは認められません。

表1 助成対象設備の要件

助成対象設備等	要件
水素供給設備	1. 新たに水素供給設備の設置を行うこと。 2. 充填圧力が35MPaで、適正な方法によって約2kgの水素を10分以内に充填可能な設備であること。
燃料電池自動車	1. カーシェア事業等で使用するためのものであること。

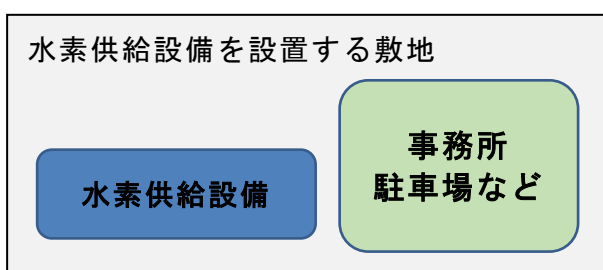
	<p>2. 交付決定の日から助成事業が完了した日までの間に初度登録又は初度検査された自動車であること。</p> <p>3. 交付決定の日、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付対象車両となっていること。</p> <p>4. 自動車検査証における使用の本拠の位置が原則、カーシェア事業等の事業所の住所にあること（ただし、カーリース事業を併せて実施する場合は、原則、本事業で整備した水素ステーションが最寄りの供給場所となる都内の住所にあること（別表第6に掲げる処分制限期間内に、それ以外の住所に変更することは認めない。）。また、カーリース事業以外の事業を併せて実施する場合において、助成事業が完了するまでの間、都内の別の住所にあることも認めるが、助成事業完了後、別表第6に掲げる処分制限期間内に別の住所に変更することは認めない。）。</p>
<p>カーシェア事業等の開始に要する施設 ※カーシェア事業等がカーリース事業の場合は助成対象外</p>	<p>1. 新たに設置される水素供給設備に併設（※1）される、カーシェア事業等（ただし、カーリース事業を除く。）の実施に必要な駐車場の整備費用及び管理事務所等の建築費用であること。</p> <p>2. 管理事務所等の建築費用は、延床面積1㎡当たり30万円を上限とする。</p> <p>3. 管理事務所等は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合したものであること（※2）。</p>

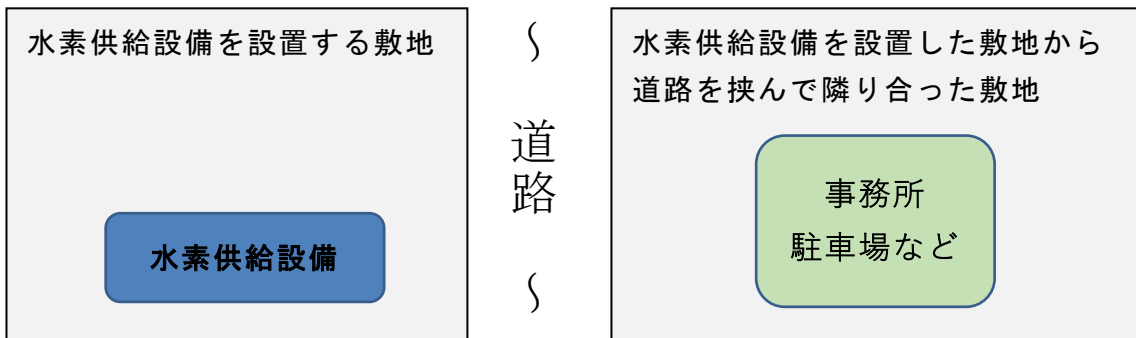
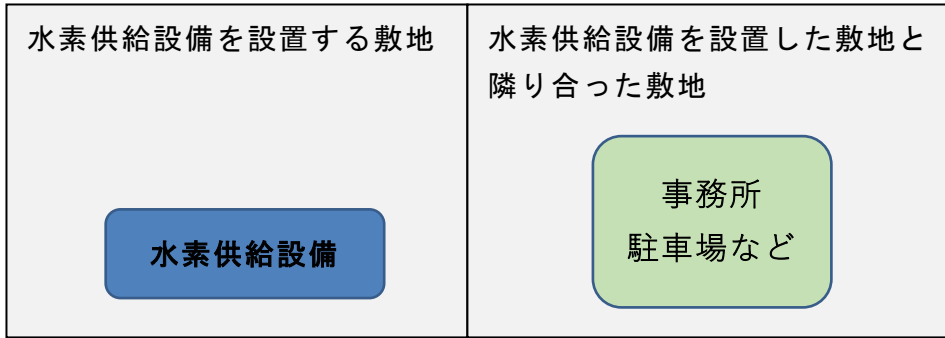
（※1）併設について

交付申請時にご提出いただく計画図面より、新設する水素供給設備に併設した施設であると判断できない場合、助成対象とみなされません。

次のイメージ図をご参照ください。

助成対象と判断するイメージ図





(※2) 建築物エネルギー消費性能基準の適合について

床面積が 300 m² 以下で適合性判定義務がない建物に該当する場合でも、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に適合判定を依頼し、適合判定通知書を発行してもらうことが必要です。

この場合の計算方法は「モデル建物法」で足りるものとします。

また、適合判定依頼済であって、交付申請までに適合判定通知書の発行が間に合わない場合、公社までご相談ください。

※交付決定以降、計画変更などによって適合判定不適合となった場合には、交付決定金額のうちカーシェア事業等の開始に要する経費分は不交付となります。

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、以下の経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとします。各経費の詳細は後記の表2のとおりです。

※ 消費税及び地方消費税は助成対象経費から除きます。

※ 助成対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事などを含む。）がある場合にあっては、利益等を排除した経費を助成対象経費とします。ただし、当該調達分が、一般の競争の結果最低価格であった場合においてはこの限りではありません。助成事業における利益等排除の方法は以下のとおりです。交付申請時から十分に留意してください。

▼利益等排除の対象となる調達先

助成対象者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- ①助成対象者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③助成対象者の関係会社（上記②を除く。）

▼利益等排除の方法

①助成対象者の自社調達の場合

原価をもって助成対象経費として計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

②100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費として計上します。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する製造総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

③助成対象者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって助成対象経費とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注．「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

なお、②及び③が当該会社を含む一般競争又は3者以上の指名競争の結果、最低価格であった場合にはこの限りではありません。

表2 助成対象経費

水素供給設備の設置費	1 水素供給設備機器費（水素供給設備一式） 助成対象事業の実施に必要なものとして次に掲げる設備及び機器に要する経費 (1) 受電設備 (2) 原料ガス設備 (3) 水素製造装置 (4) 液化水素貯槽・気化器
------------	--

	<p>(5) 水素燃料輸送用設備・接続装置</p> <p>(6) 圧縮機</p> <p>(7) 蓄圧器</p> <p>(8) ディスペンサー</p> <p>(9) プレクーラー</p> <p>(10) 冷却水装置</p> <p>(11) 計装空気設備・窒素設備</p> <p>(12) 散水設備・貯水槽</p> <p>(13) 制御装置・監視装置・検知警報設備</p> <p>(14) その他燃料電池自動車に燃料として水素を供給するために必要な設備</p> <p>2 設計費</p> <p>助成対象事業の実施に必要な設計に係る経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 設計費（土質調査及び測量に係る経費を含む。）</p> <p>(2) 官公庁への申請に係る経費</p> <p>3 工事費</p> <p>助成対象事業の実施に必要な工事に要する経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 基礎工事費</p> <p>(2) 現地配管工事費</p> <p>(3) 据付工事費</p> <p>(4) 試運転調整費</p> <p>(5) 舗装工事費</p> <p>(6) 給排水設備工事費</p> <p>(7) 照明設備工事費</p> <p>(8) 電気工事費</p> <p>(9) 建築工事費</p> <p>4 工事負担金</p> <p>助成対象事業の実施に必要な工事負担に要する経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 本支管工事負担金（敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金をいい、助成対象者がガス事業者の場合は除く。）</p> <p>(2) 給水配管・排水配管工事負担金</p> <p>(3) 電気の供給設備に関する工事費負担金</p>
--	--

	<p>5 諸経費・管理費</p> <p>助成対象事業の実施に必要な経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>(3) 一般管理費</p> <p>(4) 諸経費</p>
燃料電池自動車の購入費	燃料電池自動車の車両本体の購入に係る費用 (法定費用・諸経費を除く)
カーシェア事業等の開始に要する経費	<p>1 施設工事費</p> <p>事業の実施に必要な駐車場及び建築物の工事に要する経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 基礎工事費</p> <p>(2) 現地配管工事費</p> <p>(3) 舗装工事費</p> <p>(4) 給排水設備工事費</p> <p>(5) 照明設備工事費</p> <p>(6) 電気工事費</p> <p>(7) 建築工事費</p> <p>2 工事負担金</p> <p>事業の実施に必要な工事負担に要する経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 本支管工事負担金（敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金をいい、助成対象者がガス事業者の場合を除く。）</p> <p>(2) 給水配管・排水配管工事負担金</p> <p>(3) 電気の供給設備に関する工事費負担金</p> <p>3 諸経費・管理費</p> <p>事業の実施に必要な経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>(3) 一般管理費</p> <p>(4) 諸経費</p>

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金額は、申請する助成対象設備等に応じて次の（1）から（3）までのとおりとします。なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

- (1) 水素供給設備の設置費※上限金額は表3のとおり
- 大規模事業の場合
助成対象経費の合計金額に4/5を乗じた金額
 - 中小事業者の場合
助成対象経費の合計金額
- (2) 燃料電池自動車の購入費※申請台数に上限はありません
車両1台あたり300万円を上限とした、助成対象経費の額
- (3) カーシェア事業等の開始に要する経費
助成対象経費の合計金額に1/2を乗じた金額又は500万円のいずれか低い金額

表3 助成対象経費の合計金額の上限額

水素供給能力 (Nm ³ /h)	上限額 (単位：百万円)
300 以上	500
50 以上 300 未満	360
50 未満	150

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

申請受付期限

受付期限 令和7年3月31日（月曜日）17:00

本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び以下の表4に掲げる書類をとりまとめた上で、受付期限（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）までに電子メールで提出してください。

申請は先着順に受け付けるものとし、本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了します。予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

※複数事業者が協業した事業を実施する場合

助成対象経費の割合が一番大きい事業者が代表して本事業への申請を行うものとします。

なお、申請書類に係る公社からの連絡、各通知書の送付、助成金の交付等、本事業の申請に係る手続きの一切は代表者に対して行います。

参考例

A事業者：水素ステーション事業を運営（費用負担する助成対象経費：3億円）

B事業者：タクシー事業を運営（費用負担する助成対象経費：5,200万円）

⇒A事業者が代表申請者

表4 交付申請書添付書類

書類名	備考
申請者の証明書類	<p>登記簿謄本の写し 又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し（発行から3か月以内のものに限る。）</p> <p>財務諸表（直近1か年分）</p>
事業計画書	<p>水素ステーション運営及びカーシェア事業等運営を合わせて一つの事業として計画されたものであること。 実施事業者、事業目的、事業内容、実施体制、スケジュールが記載されていること。</p>
水素供給設備に係る仕様書	<p>機器費・設計費及び工事費等の助成対象設備等の区分が明確に分かること。 水素供給設備の供給能力（平均的水素供給能力）、特殊な工法・工事、コスト低減、信頼性等に関する説明を含ませ、また、各事業者の設計方針を示すこと。</p>
助成対象経費に係る見積書	<p>申請する設備ごとに作成又は分けられており、助成対象経費が明確に分かるよう注釈をつけること。</p>
助成対象経費に係る計画図面	<p>配置図、補助対象設備図、動線計画図 各図面は助成対象設備等の種別ごとに色分けすること。</p>
<p>中小事業者であることが確認できる書類 ※水素供給設備の設置費を中小事業者が申請する場合のみ提出</p>	<p>従業員数が確認できる公的書類（現在事項（又は履歴事項）全部証明書又は財務諸表で中小事業者であることが確認できる場合は不要）</p>
建築物エネルギー消費性能基準適合を確認できる書類	<p>所管行政庁又は登録省エネ判定機関の発行した適合判定通知書の写し ※カーシェア事業等の開始に要する経費のうち、管理事務所の建築費用の申請を行う場合のみ提出すること。</p>
<p>リース契約書案及びリース料計算書（案） ※リース契約を実施する場合のみ提出</p>	<p>リース金額から本助成金交付額が差し引かれることが読み取れるものであること。 途中解約ができないものであり、リース期間が各助成対象設備等の処分制限期間以上の契約となっていること。</p>
その他会社が別に定めるもの	

3.2 申請書類の提出（交付要綱第7条参照）

＜提出方法＞

- ・ 下記の送付先まで電子メールで申請書類を送付してください。
- ・ データ共有サービス等を利用して申請を行う場合、事前に公社までご連絡ください。
- ・ 個別の事前相談も下記メールアドレスから承ります。

【送付先メールアドレス】

cnt-hydrogen_st@tokyokankyo.jp

クール・ネット東京 都市エネ促進チーム

水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業 担当 宛

3.3 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- (2) 審査の途中経過に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- (4) 交付申請額が市場価格と比較して高額であると判断した場合は、適正価格への修正を求めるとともに、高額である理由等について、ヒアリングや書面の提出を求め、場合によっては適正価格への修正を求めています。
- (5) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (6) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

3.4 交付決定（交付要綱第8条参照）

交付申請書類の受領後、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。

本助成金を交付する場合は助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合は助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に対し通知します。

※交付決定以前に事業に係る契約の締結、設備の設置や工事に着手した場合は、助成金交付の対象となりませんのでご注意ください。

3.5 助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）

交付決定に当たって、本助成金の交付決定の通知を受ける申請者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとします。

- (1) 交付要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、

善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（２）公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

3.6 契約等（交付要綱第10条参照）

被交付者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争入札に付さなければなりません。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ▶ 事業運営上、競争入札に付すことが著しく困難又は不相当である場合
- ▶ 燃料電池自動車の購入費申請に係る契約の場合

一般競争又は指名競争を実施した場合は、事業開始に伴う届出時に入札等の報告書（第5号様式）を提出してください。随意契約の場合は、入札等の報告書（第5号様式）に加えて、随意契約による選定理由書（第6号様式）を提出してください。

3.7 事業開始に伴う届出（交付要綱第11条参照）

被交付者は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領次第、速やかに助成事業の実施に必要な契約を締結してください。

被交付者は、助成事業に着手した日（契約における着手日又は車両購入に係る契約締結日。複数契約を行う場合、最も早い日を起算日とします。）から14日以内に、入札等の報告書（第5号様式）、助成事業開始届（第7号様式）及び以下の表5に掲げる書類を公社に提出しなければなりません。

表5 助成事業開始届添付書類

書類名	備考
工事契約書の写し	押印及び収入印紙が貼られている最終版（締結済のもの）
工事契約見積書の写し	複数者分を提出すること。 ※随意契約の場合は1社分のみで可としますが、随意契約による選定理由書（第6号様式）を提出してください。
工事工程表	
その他公社が定めるもの	

3.8 申請の撤回（交付要綱第12条参照）

被交付者は、本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第8号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

3.9 助成事業の計画変更に伴う申請等（交付要綱第13条参照）

被交付者は、次のいずれかに該当する変更が生じた場合、あらかじめ事業実施計画変更申請書（第9号様式）を提出しなければなりません。

※事業目的に影響を与えない細部の変更であると公社が判断したものを除きます。

計画変更が生じる可能性が発生した場合、事前に公社までご相談ください。

- 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- その他公社が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるとき。

変更の申請を受け、その内容が妥当であると認めたとき、公社は変更を承認し、その旨を事業実施計画変更申請承認通知書（第10号様式）によって通知します。

なお、本助成金の交付決定金額から減額となる変更の場合、その額をもって交付決定額とします。また、必要に応じて条件を付して承認を行う場合があります。

3.10 事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第14条参照）

被交付者は、住所、名称及び代表者氏名を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第11号様式）を提出してください。

3.11 工事遅延等の報告（交付要綱第16条参照）

被交付者は、助成金交付申請書（第1号様式）又は事業実施計画変更申請承認通知書（第10号様式）の内容に従って工事等を進捗させなければなりません。

やむを得ない理由により事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに事業遅延等報告書（第12号様式）を公社に提出してください。

事業遅延等報告書（第12号様式）の提出を受けた場合、公社はその内容を審査し、助言その他必要かつ適切な措置を講じます。

3.12 助成事業の廃止（交付要綱第17条参照）

被交付者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第13号様式）を提出しなければなりません。

助成事業廃止の申請を受け、その内容が妥当であると認めたとき、公社は助成事

業の廃止を承認し、被交付者にその旨を通知します。

なお、承認に当たって必要に応じ条件を付する場合があります。

3.13 実績報告（交付要綱第19条参照）

被交付者は、次のいずれか早い方を期限として実績報告書（第14号様式）と、申請した助成対象設備等に応じて表6-1、6-2に掲げる関係書類を提出し、本事業の実績を報告しなければなりません。

- ▶ 助成事業が完了した日から60日以内
※事業完了＝全ての工事完了日又は経費支払完了日のいずれか遅い日
- ▶ 令和9年12月28日

なお、被交付者が事業遅延等報告書（第12号様式）を提出した場合にあっては、公社が別に指示する日までに提出するものとします。

表6-1 実績報告書添付書類

（水素供給設備の設置費、カーシェア事業等の開始に要する経費の場合）

書類名	備考
全体工程表及び詳細工程表	
竣工図面	平面図、断面図、立面図、縦横断面図、機器配置図、電気配線図、単線結線図等
工事写真	工程ごとの経過写真も求めます
請求書	
領収書	
助成対象経費内訳明細書	
リース契約書及びリース料計算書	リース契約を実施する場合のみ
その他公社が必要と認める書類	

表6-2 実績報告書添付書類

（燃料電池自動車の購入費の場合）

書類名	備考
請求書等	
領収書	
自動車検査証	初度登録（新規登録）時のものを提出すること。

	※本拠の位置の変更があった場合は、初度登録時と実績報告時点のものを提出すること。
自家用自動車有償貸渡業許可申請書（控え）	カーシェア事業及びレンタカー事業の場合のみ
自家用自動車有償貸渡業許可書（控え）	カーシェア事業及びレンタカー事業の場合のみ
一般乗用旅客運送事業の許可書の写し	タクシー事業及びハイヤー事業の場合のみ ※認可証又は証明願でも可
リース契約書及びリース料計算書	リース契約を実施する場合のみ
その他会社が別に定めるもの	

3.14 助成金額の確定（交付要綱第20条参照）

実績報告受領後、書類審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る内容が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき、公社は交付する助成金の額を確定し、被交付者に対して助成金額の確定通知書（第15号様式）を送付します。

3.15 助成金の請求及び交付（交付要綱第21条参照）

被交付者は、額の確定通知書（第15号様式）を受けた後、公社に助成金請求書（第16号様式）を提出しなければなりません。

公社は、助成金請求書（第16号様式）を受領しその内容を確認した後、指定の口座に振込の手続きを行います。

3.16 稼働状況等の報告（交付要綱第22条参照）

被交付者は助成対象設備等の稼働状況等について、設備使用状況報告書（第17号様式）によって報告を行わなければなりません。

➤ 報告期間

額の確定の通知を受けた日の翌月～当該通知日の属する公社の会計年度末日まで
（公社会計期間：4月～3月）

➤ 報告期限

報告期間の翌年度の5月末日まで

【参考例】

額の確定通知書受領日：令和6年11月15日

稼働状況報告期間：令和6年12月1日～令和7年3月31日

稼働状況報告期限：令和7年5月31日

4 その他

4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）

被交付者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはいけません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

4.2 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）

次に掲げる事項に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

※複数事業者による協業の場合、代表申請者のみでなく、事業計画書に記載されている全ての事業者を対象とします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

取消しを行った場合、公社は速やかに当該助成対象者に通知を行います。

4.3 助成金の返還（交付要綱第23条参照）

「4.2 交付決定の取消し」による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、公社は期限を付して助成金の全部又は一部の返還を請求します。

被交付者は、本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。

被交付者は、本助成金の返還をしたときは、公社に対し、助成金返還報告書（第19号様式）を提出してください。

4.4 違約加算金（交付要綱第24条参照）

「4.3 助成金の返還」による返還請求を行ったとき、当該被交付者に対し、公社は、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 %の割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

被交付者は、違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

被交付者は、違約加算金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 19 号様式）を提出してください。

4.5 延滞金（交付要綱第25条参照）

「4.3 助成金の返還」による返還請求を受けたにも関わらず、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 %の割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

被交付者は、延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

被交付者は、延滞金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 19 号様式）を提出してください。

4.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第26条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.7 処分の制限（交付要綱第27条参照）

被交付者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものの処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第 20 号様式）を公社に提出し、承認を得なければなりません。

ただし、以下の表 7 の左欄に掲げる取得財産等ごとに当該右欄に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りではありません。

公社は、取得財産等の処分を承認しようとする場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求します。被交付者は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

公社は、被交付者から算出金が納付され、処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（第 21 号様式）により、通知します。

表7 取得財産等の処分制限期間

助成対象の大別	対象設備、機器等	処分制限期間
水素供給設備等	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備 水素供給設備に付帯する建築物	8年
車両	燃料電池自動車	4年
工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管/排水配管工事に関する負担金 電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却（定額）]	15年

(注) 上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間によるものとします。

※経過期間の起算日は検収年月日とします。

4.8 助成事業の経理（交付要綱第28条参照）

被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備し、公社が本助成金の額の確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から「4.7 処分の制限」で定める財産の処分制限期間を超過するまでの間保存しておかなければなりません。

【参考例：受電設備（処分制限期間8年）の場合】

額の確定日：令和6年10月18日

公社会計年度の終了日：令和7年3月31日

証拠書類の保管期限：令和15年3月31日

※対象設備の経過期間と証拠書類の保管期限は異なりますのでご注意ください。

5 提出書類チェックリスト

交付申請書提出時添付書類チェックリスト

No.	書類名	備考	確認
1	申請者の証明書類	登記簿謄本の写し 又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し（発行から3か月以内のものに限る）	
		財務諸表（直近1か年分）	
2	事業計画書	水素ステーション運営及びカーシェア事業等運営を合わせて一つの事業として計画されたものであること 実施事業者、事業目的、事業内容、実施体制、スケジュールが記載されていること。	
3	水素供給設備に係る仕様書	機器費・設計費及び工事費等の助成対象設備等の区分が明確に分かること。 水素供給設備の供給能力（平均的水素供給能力）、特殊な工法・工事、コスト低減、信頼性等に関する説明を含ませ、また、各事業者の設計方針を示すこと。	
4	助成対象経費に係る見積書	申請する設備ごとに作成又は区分けされており、助成対象経費が明確に分かるよう注釈をつけること。	
5	助成対象経費に係る計画図面	配置図、補助対象設備図、動線計画図 各図面は助成対象設備等の種別ごとに色分けすること。	
6	中小事業者であることが確認できる書類 ※水素供給設備の設置費を中小事業者が申請する場合のみ提出	従業員数が確認できる公的書類（現在事項（又は履歴事項）全部証明書又は財務諸表で中小事業者であることが確認できる場合は不要）	
7	建築物エネルギー消費性能基準適合を確認できる書類	所管行政庁又は登録省エネ判定機関の発行した適合判定通知書の写し ※カーシェア事業等の開始に要する経費のうち、管理事務所の建築費用の申請を行う場合のみ提出すること。	
8	リース契約書案及びリース料計算書（案） ※リース契約を実施する場合のみ提出	リース金額から本助成金交付額が差し引かれることが読み取れるものであること。 途中解約ができないものであり、リース期間が各助成対象設備等の処分制限期間以上の契約となっていること。	

9	その他会社が別に定めるもの		
---	---------------	--	--

実績報告書提出時添付書類チェックリスト①

(水素供給設備の設置費、カーシェア事業等の開始に要する経費の場合)

No.	書類名	備考	確認
1	全体工程表及び詳細工程表		
2	竣工図面	平面図、断面図、立面図、縦横断図、機器配置図、電気配線図、単線結線図等	
3	工事写真	工程ごとの経過写真も求めます	
4	請求書		
5	領収書		
6	助成対象経費内訳明細書		
7	リース契約書及びリース料計算書	リース契約を実施する場合のみ	
8	その他会社が必要と認める書類		

実績報告書提出時添付書類チェックリスト②

(燃料電池自動車の購入費の場合)

No.	書類名	備考	確認
1	請求書等		
2	領収書		
3	自動車検査証	初度登録（新規登録）時のものを提出すること。 ※本拠の位置の変更があった場合は、初度登録時と実績報告時点のものを提出すること。	
4	自家用自動車有償貸渡業許可申請書（控え）	カーシェア事業及びレンタカー事業の場合のみ	
5	自家用自動車有償貸渡業許可書（控え）	カーシェア事業及びレンタカー事業の場合のみ	

6	一般乗用旅客運送事業の許可書の写し		
7	リース契約書及びリース料計算書	リース契約を実施する場合のみ	
8	その他当社が必要と認める書類		

6 Q & A

◆申請に関わる内容

Q：水素供給設備とカーシェア事業等の事業開始費用、車両購入を別々に申請することは可能でしょうか。

A：別々の申請はできません。水素ステーションの設備運営とカーシェア事業等を併せて実施する場合に支援を行うため、全ての助成対象設備等は一申請にまとめる必要があります。

Q：タクシー事業を営んでいます。水素供給設備設置予定地の近隣に既存の営業所があるため、新たに営業所を建設せず事業開始することを検討しています。この場合も何かしらの整備を行って事業開始費用の申請を行わなければ、「パッケージ」とはみなされないのでしょうか。

A：設備に係る申請が必須なのは水素供給設備のみです。事業開始費用の申請は必要に応じて行ってください。事業実施計画の内容を基に、本事業の目的に合致した計画であるかどうか判断を行います。

Q：事業開始の際、車両購入費用の交付を受けましたが、追加で燃料電池自動車を導入することになりました。車両購入費用をもう一度申請することは可能でしょうか。

A：同一事業に対し、再度申請することはできません。本事業の助成金は一度限りの交付となります。

なお、追加購入する燃料電池自動車に対しては、燃料電池自動車等の普及促進事業 (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>) からの助成金を受けることが可能です。

Q：既に保有していた燃料電池自動車を使用してカーシェア事業等の運営を行いたいと考えていますが、助成対象事業に該当するのでしょうか。

A：水素供給設備の設置と、新規で1台以上燃料電池自動車を導入することは必須要件です。ただし、既に保有している燃料電池自動車等をカーシェア事業等で併用しても差し支えありません。

Q：リース契約で助成対象設備の導入を行う予定です。申請するのは運営事業者（リース契約者）になるのでしょうか。

A：本事業の申請者は原則、実績報告時点での設備所有者になります。所有権移転リースの場合であっても、リース契約を行う場合はリース会社が申請を行ってください。

Q：水素ステーション事業とカーシェア事業等の運営者が異なります。助成金の支払い先を運営事業者ごとにしてもらうことは可能でしょうか。

A：複数事業者で協業する場合、全ての窓口は代表者になります。このため、助成金の支払いについても代表者にまとめて振り込みを行います。

Q：水素供給設備とカーシェア事業等の事業開始費用を申請しています。交付決定通知書を受領したので、機器の発注や工事契約の締結を行いましたが、それぞれ日付が異なります。事業開始届はいつの時点から14日以内に提出すれば良いのでしょうか。

A：「着手」にあたる行為の最も早い日付を起算日とします。なお、着手は工事着工日ではなく契約締結日若しくは発注を行った日付の早い方になります。

Q：車両購入費用の「着手日」はいつになりますか。

A：購入に係る契約締結日若しくは発注を行った日付の早い方になります。

◆事業運営に関わる内容

Q：カーシェア事業等で取り扱うのは燃料電池自動車に限定されるのでしょうか。

A：最低1台以上の燃料電池自動車の導入が必要です。電気自動車などのZEVに限り、燃料電池自動車に加えて取り扱うことも認めます。ただし、車両購入に係る費用の助成対象となるのは燃料電池自動車を新規に導入する場合のみになります。

Q：水素供給設備とカーシェア事業等の事業開始費用、車両購入を申請し、交付決定を受けています。カーシェア事業等の事務所の工事と納車まで完了しましたが、水素ステーションの建設が大幅に遅れてしまっています。

この場合、カーシェア事業等の運営を先に開始しても良いのでしょうか。

A：いずれか一方の事業を先行して運営開始して差し支えございませんが、必ず事前に公社までご相談ください。なお、実績報告は全ての事業完了後に行う必要があるため、助成金額の確定、交付を先行して受けることはできません。

スケジュールを含め、事業計画は慎重に作成してください。

◆カーリース事業に関わる内容

Q：リース先の指定はあるのでしょうか。

A：特段の指定はありません。個人・法人どちらともリース契約の締結が可能です。

Q：処分制限期間中にリース使用者が転居することになりました。この場合も財産処分に該当するのでしょうか。

A：リース使用者が使用の本拠の位置を移す際に、財産処分に該当するのは次の場合です。

➤ 東京都外に転居する場合。

➤ 東京都内であっても、転居後住所が本事業で整備した水素ステーションの最寄りではなくなる場合。

※転居後も最寄りステーションに変更がない場合は該当外。

財産処分に該当する場合、財産処分承認申請書（第 20 号様式）の提出と算出金の納付が必要となります。リース使用者から車検証の住所変更について連絡があった際、まずは公社までご一報ください。

水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業
(水素供給設備の設置、車両購入、事業開始費用に係る助成金)
助成金申請書類作成の手引き[第2版]

□発行 令和6年8月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル17階
TEL：03-5990-5159